

医療機関

の受診

相談窓口

# 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の外来受診・療養の流れ

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、 個人の判断に委ねられます。発熱などの症状がある場合、以下の情報を参考にしてください。

## 発熱などの症状がある場合



# 自己検査を希望する方

感染拡大時には、外来のひつ迫回避のため、 重症化リスクの低い方(※)は自己検査を推奨

# 検査キットは自己にて購入

「体外診断用医療薬品」または「第一類医療薬品」 と表示のあるもの

(※)重症化リスクのある方:65歳以上の方、妊婦、悪性腫瘍、慢性呼吸 器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高 血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制 剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

### 陽性の 場合

療養等



自宅療養者支援サイト



(QRコード)

入院 (医師の判断による)



原則、医療機関間 による調整

・自宅療養者への健康観察・パルスオキシメーターの貸与 ・配食サービス・隔離のための宿泊療養施設

#### ≪重要なお知らせ≫

令和5年10月1日より、患者の自己負担額が変更になります。

#### 治療薬

#### 医療費の 自己負担

治療薬の費用は「全額」を公費負担としておりましたが、令 和5年10月1日より「一部自己負担」が生じます。

【一部自己負担の上限額】

医療費の自己負担割合が

1割の方:3,000円 2割の方:6,000円 3割の方:9,000円

※薬局や医療機関でお支払いいただきます。

## 医療機関受診を希望する方

# かかりつけ医等の医療機関を受診

または、

対応可能な 外来対応医療機関 を府ホームページで公表

医療機関をお探しの方は

大阪府 外来对応医療機関

## 相談窓口

新設

# ●大阪府コロナ府民相談センター

・発熱時の受診相談、体調急変時の相談など(看護師配置あり)

全日24時間受付(令和5年5月8日(月)午前9時から運用開始)

電話 06-7178-4567 FAX 06-6944-7579



●#7119(救急安心センターおおさか) すぐ受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき

●#8000(小児救急電話相談) 夜間の子どもの急病時、病院に行った方がいいか判断に迷ったとき

●保健所 お住まいを管轄する保健所へ

### 入院

高額療養費の自己負担限度額から、原則 1万円を減額

※患者個人から府への申請等はありません。 入院の場合、入院期間中に医療機関に対して患者 の所得区分が分かる情報を提供する必要がありま す。

新型コロナウイルス感染症 に関する10月以降の見直 し等について(厚生労働省)



 $(QR \supset - \downarrow)$ 

●外出を控えることが推奨される期間は

・発症日を0日目(無症状は検体採取日を0日目)として5日間かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまで

・10日間経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの方へうつさないよう配慮をしましょう

陽性の 場合

0.0

自主的 療養する 場合

5/8 5/9 5/10 5/11 5/12 5/13 5/14 5/15 5/16 5/17 例) 5/18 0日 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 10日 有症状 有症状 軽快 外出を控える推奨期間 発症日 10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える) 有症状 有症状 有症状 軽快 患者 有症状 有症状 有症状 有症状 症状軽快後 外出を控える推奨期間 発症日 24時間経過 10日目までは感染対策(不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者と接触を控える)

感染症法に基づいた外出自粛や就業制限は求められません

濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなります 濃厚接触者

基本的な 感染対策

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策を心がけましょう。 ・手洗い、手指消毒 ・咳エチケット ・こまめな換気 ・「3密」の回避(密集、密接、密閉)・マスクの着用(※)

※マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いる事がないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。